

趣 旨 社会保障と住宅

学生時代に都市社会学者カステルの本を読んで感銘を受けたことがある。集合的消費 (collective consumption) の一例として、多くの公共財や価値財と並んで、住宅があがっていたからである。また、著名な『ベヴァリジ報告』のなかでは、「陋隘」が社会政策の取り組むべき「五つの巨悪」のなかの一つとなっており、住宅政策は、社会保障、保健医療、教育、雇用に匹敵する社会政策の重要分野として位置づけられている。

ところが日本ではこれまで住宅を社会保障と関連づけて論じることが少なかった。社会保障との関わりでいうと、旧社会保障制度審議会による社会保障の定義のなかで、雇用対策とともに公営住宅が社会保障関連制度として位置づけられていた程度である。また2000年に行った「SPSC調査」という社会政策に関する社会意識調査のなかでも、住宅に対する公共支出を今よりも増やすべきだと答えている人びとの数は18%で、高齢者介護の59%や育児支援の43%に比べると相当少ない(拙編著『福祉社会の価値意識』東大出版会、近刊を参照)。

そんなこともあって社会保障の一環として住宅を取り上げようとすると、いろいろと苦い経験をすることになる。例えば、社会保障研究所の研究員だった当時、福武直所長から「住宅は社会保障ではないから、研究すべきでない」と言われたことがある。社会保障制度審議会のとある研究会の席では、隅谷三喜男会長から「日本には公営住宅を作る予算はないから住宅の社会保障はできない」と言われたことがある。同会長は公営住宅の建設だけが住宅政策だと考えられていたようだ。さらに同審議会の95年勧告を準備するための研究会で「生活保護の住宅扶助を発展させれば、欧州のような住宅手当ができるのではないか」と主張したところ、翁久次郎部会長からは相手にしてもらえなかった。

しかし少しずつではあるが、状況は変わりつつある。1990年には、丸尾直美、早川和男、大本圭野の各氏が中心となって『住宅政策と社会保障』(東大出版会)が、社会保障研究所の研究成果として出版された。上記の95年勧告は、「住宅、まちづくりは従来社会保障制度に密接に関連するとの視点が欠けていた。……今後は、可能な限りこの視点での充実に努力を注がれたい」と当時の村山富市首相宛に勧告した。また2000年に施行された介護保険制度のなかでも、住宅改修のための給付が始まった。今日、介護の問題を考えるさいに住宅のことを捨象してよいと考える人は少ないだろう。現在、社会保障の新たな理念として注目を集めている「社会的排除と社会的包摂」に関する論議のなかでも、住宅は最も重要な領域のひとつとなっている。

住宅はそれ自体として社会保障の一分野となるべきである。雨露をしのぐことができない状態を是とする人はいないと思う。一定の居住水準の確保は、生活にとって基本中の基本である。しかし、それだけでなく住宅は社会保障の個別分野とも密接な関わりをもっている。所得保障との関係で言えば、持家・賃貸をとわず、住宅費は家計のなかで相当な部分を占める。保健や医療との関係で言えば、住宅と健康との関連を示すデータは多い。福祉サービスとの関係で言えば、住宅が原因となって生じる障害の数は少なくないし、住宅の形態は在宅での介護の質に関係してくる。その意味で、住宅は既存の社会保障制度にとつてのインフラストラクチャーである。所有形態がどうであれ、居住が保障されていれば必要な年金の額は少なくてすむし、一定の居住水準を満たしていれば健康の維持や介護予防にもつながるのである。

このように住宅が社会保障とかかわる領域は非常に多岐に及んでいる。これらすべてを網羅的に取り上げるのは困難である。そこで今回の特集では、アメリカ、ドイツ、イギリス、フランスの各国の住宅政策をとりあげるが、そのうち現在とりわけ注目されているイシューをピンポイントで扱う。また住宅政策の位置づけについて比較福祉国家の視点からアプローチした総論を冒頭に掲載する。本特集号の刊行によって、社会保障と住宅に関する研究が今後いっそう進むことを望む。

(武川正吾 東京大学教授)